「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)」骨子案に対する意見書

9月に示された「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)」骨子 案に関して、喫煙者・非喫煙者双方の自由や事業者の経済的自由等にも配慮し、 施設の利用実態等に応じた規制を目指すとの基本的な考え方に賛同いたします。

現実には、公共施設においては禁煙や屋内に喫煙所を設置した分煙が進んでおりますし、それ以外の不特定多数の方が利用する施設も禁煙や分煙が浸透し、利用者も施設を選んで利用できる環境が整いつつあります。それにもかかわらず全面禁煙を余儀なくされる条例案となることに懸念を持っております。

県の示す完全分煙では、個人経営の小規模店舗等は喫煙空間を作るスペース、 仕切りや排煙設備を設けるための資金の問題、また賃貸契約上改装が不可能な店 舗も多数存在します。個人経営に限らず大手のチェーン店においても、1店舗で 数百万円から1千万円以上の改装費用は経営にとって大きな負担となり、資金に 余裕のない零細施設にとっては廃業せざるを得なくなる恐れがあります。

分煙にも、時間での分煙や店舗の入り口に喫煙の可否を明示する方法等、様々な形態があるので、個人経営等の資金に余裕のない事業者には上記のような方法も施設管理者の裁量で選択可能とし、経営を圧迫しない選択肢も考慮するよう求めます。

飲食店だけでなく、不特定多数が利用する個人施設を含むすべての施設が対象に含まれ、それらは地域経済へ影響を及ぼし、市の発展も阻害されかねません。 喫煙者・非喫煙者双方が共存できるバランスのとれた条例案となるよう求めます。

過度な規制は平塚市の活性化にも影響を及ぼすことが懸念されますので、今後示される条例案は、市民生活や地域経済に影響のない、地域の活性化につながるような条例案となるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月18日

平塚 市議会